

平成11年2月1日

監査法人トーマツ

銀行業部会

1. 会計監査人の職務と責任の範囲について（2ページ（1.（金融検査の位置づけ）））

「会計監査人は、…業務の健全性と適切性が確保されているか否かについて、厳正な外部監査を実施しなければならない。」と記述されているが、商法上の職務は財務諸表監査であり、この範囲内で金融機関の所業務にかかる内部統制を検証している。業務の健全性と適切性を監査するためには、通常の財務諸表監査以外の範囲についても検証を行うことが必要となるため、財務諸表監査の範囲を超えることとなり、責任を負うことができない。

現状の記載を「会計監査人は、財務諸表監査に必要な範囲で内部管理体制の整備・運用状況を十分検証した上で、金融機関が財務諸表を適正に作成しているかどうかについて、厳正な監査を実施しなければならない。」とするのはどうか。

2. 貸倒引当金に関する基準について（IV. 1.）

現状の記載では貸倒引当金に関する具体的な基準を金融監督庁が検査マニュアルで決定しているような記載となっているが、平成11年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」及び日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第四号」等の考え方と矛盾のないよう配慮することが必要である。

3. 貸出金に準ずる債権の範囲について（42ページ（IV. 2.）他）

「貸出金に準ずる債権」に、預け金、コール・ローンが含まれていない。含めるべきではないか。

4. 予想損失率（68ページ（IV. 1.（1）））

「…予想損失率を求めこれに必要な調整を行い、予想損失額を算定しなければならない」とあるが、予想損失率自体が必要な調整を行った後の概念ではないか。67ページの下から5行目からにも「予想損失率は、…等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な調整を行い、決定しなければならない」とある。よって、「…これに必要な調整を行い予想損失率を求め、予想損失額

を算定しなければならない」とすべきである。

また、①の最下行に「1年間の貸倒損失額又は倒産確率の平均値を使用することとなる」とあるが、『貸倒実績率』の誤りではないのか。

5. 破綻懸念先のキャッシュフロー見込みについて (69ページ (Ⅳ. 1. (2)①))

平成11年1月22日に企業会計審議会より「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「金融商品に係る会計基準」が公表され、破綻懸念先債権に相当する貸倒懸念債権のうち「債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権」については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法が適用されることとされた。また、適用時期について、貸倒見積高の算定方法については、実施に関する実務上の対応が可能となった場合には、平成12年4月1日前に開始する事業年度から適用することを妨げないこととされている。

したがって、破綻懸念先に対する債権について合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法によっている場合には、前記の企業会計審議会より公表された基準を適用することが必要であると思われる。

6. 債務者区分が破綻懸念先である株式の分類について (62ページ (Ⅴ. 4. (3)、71ページ (Ⅳ. 3. (2)))

債権については破綻懸念先はⅢ分類とされているが、株式については特段の記載がない。また、償却についてもⅣ分類については記載があるが、それ以外についてはない。債務者区分が破綻懸念先である債務者の株式は、株式が債務よりも劣後であることからⅢ又はⅣ分類とすべきである。

以 上